

生活クラブ事業連合会生活協同組合連合会

会長 加藤 好一 様

日頃より、農林水産行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、御照会いただきました「未承認の組み換え小麦が米国オレゴン州の農地から見つかった件」につきましては、農林水産省は、5月30日から米国産ウエスタン・ホワイト（食糧用）及びソフト・ホワイト（飼料用）について、入札及び販売を停止しておりましたが、先般、厚生労働省による当該遺伝子組換え小麦の検査体制が確立されたことに加え、米国政府による追加的な調査結果が確認されるとともに、輸入再開時に必要な船積時の遺伝子組換え検査の体制が整いましたので、7月30日、輸入する全ての米国産小麦について、当分の間、遺伝子組換え検査を行うこととした上で、8月1日から入札を再開することを発表いたしました。

なお、いただきました御質問につきましては、以下のとおり回答させていただきます。

1. 質問事項1) について

農林水産省としては、米国及び我が国で商業栽培が未承認である遺伝子組換え小麦の植物体がオレゴン州の小麦農家の一ほ場で自生していたことから、農林水産省が輸入する米国産小麦のうち、ウエスタン・ホワイト（食糧用）及びソフト・ホワイト（飼料用）の2銘柄について、当該遺伝子組換え小麦が発見されたオレゴン州において主に生産され我が国へ輸入されているため、暫定的に入札を停止しました。

2. 質問事項2) 及び3) について

今回のオレゴン州で自生が確認された遺伝子組換え小麦に関し、米国政府は、これまでの調査の結果、他州において類似する事例の報告はなく、また、当該遺伝子組換え小麦の市場への流通は確認されていないとしています。

今般、厚生労働省による当該遺伝子組換え小麦の検査体制が確立されたことに加え、米国政府による追加的な調査結果が確認されるとともに、輸入再開時に必要な船積時の遺伝子組換え小麦の検査の体制が整いましたので、当分の間、米国産小麦の全銘柄を対象として、輸入前に当該遺伝子組換え小麦の混入の有無について検査を行うことといたしました。

なお、厚生労働省における輸入食品等のモニタリング検査においては、対象とする米国産小麦について、現時点で特に銘柄等を限定せずに実施していると承知しております。

3. 質問事項4) について

我が国では、食品衛生法第11条第2項の規定に基づき、未承認の遺伝子組換え作物の流通は認められていません。

このため、農林水産省では、輸入前に当該遺伝子組換え小麦の混入の有無について検査し、陰性のもののみを輸入します。

また、厚生労働省においても、輸入食品監視指導計画に基づき、重点的かつ効果的な検査を実施し、未承認遺伝子組換え小麦を含め、輸入食品の安全性確保対策に取り組んでいます。

これらの措置により、当該遺伝子組換え小麦を国内に流入させないための対応をとっていきます。

4. 質問事項5) について

今後、農林水産省が米国産小麦の輸入時に行う当該遺伝子組換え小麦の検査結果について、従来の残留農薬等試験の結果と同様に、定期的に農林水産省ホームページ等で情報提供していくこととしており、また、その他の情報につきましても、広く国民の皆さまに提供していきたいと考えております。

農林水産省は、未承認の遺伝子組換え小麦の検査を含め、引き続き、輸入する米麦の安全の確保に努めてまいりますので、今後とも農林水産行政への御理解と御協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記へご連絡ください。

ありがとうございました。

平成25年7月31日
農林水産省生産局農産部
貿易業務課長 折原 直

お問い合わせ先

生産局農産部貿易業務課

担当者：久染、小峰

代表：03-3502-8111（内線5021）

ダイヤルイン：03-6744-1388

FAX：03-6744-1390